

議員提出第10号

セクシャルハラスメントの根絶に向けた法整備を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年6月15日

提出者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛成者 吉川市議会議員 濱田 美弥

〃 岩田 京子

吉川市議会議長 中嶋 通治 様

提案理由 口頭

セクシャルハラスメントの根絶に向けた法整備を求める意見書

性暴力被害を告発する「#Mee Too」運動が、世界各地で広がる中、6月2日国際労働機関（ILO）は、職場でのセクシャルハラスメントや暴力をなくすための国際基準の枠組みについて、拘束力を持つ条約を制定する方針を決めました。しかし日本政府は条約制定に対し、消極的な姿勢を示していることが新聞等で報道されています。

一方で財務省福田淳一・前事務次官の朝日新聞女性記者に対するセクシャルハラスメントをめぐる問題で、麻生太郎財務大臣は福田元事務次官を擁護し続けています。麻生財務大臣の「セクハラ罪という罪はない」との発言に対し、政府は5月18日「現行法令において、『セクハラ罪』という罪は存在しない」とする答弁書を閣議決定しました。

しかし、セクシャルハラスメントとは「相手の意に反する」性的言動で人間の尊厳を傷つけ、生涯消えないトラウマを引き起こすリスクも高く、どんな弁明も通用しない重大な人権侵害です。「すべて国民は、個人として尊重される」とした日本国憲法13条にも、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を目指す「女性差別撤廃条約」にも違反する行為です。

被害者を加害者のように扱う麻生財務大臣の発言は二次被害（セカンドレイプ）を広げ続けていると指摘せざるをえません。また麻生財務大臣の発言を追認する政府の姿勢は、セクシャルハラスメントに対する認識が低く、人権意識が欠如しています。

安倍政権は「女性が輝く社会」「女性活躍社会」を目指す政権です。政府は福田元事務次官の擁護ではなく、セクシャルハラスメントの根絶にこそ尽力すべきです。

よって、以下を強く要望いたします。

1. セクシャルハラスメントの禁止及び罰則、被害者の保護と支援を明記した法整備を直ちに実施すること。
 2. セクシャルハラスメント及び人権意識の啓発に努めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月15日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣